

京都市告示第 203号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成16年6月7日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山端203号線	左京区山端森本町12番地地先から 同町17番地の2地先まで	旧	メートル 8.50	メートル 0.40
		新	8.50	4.01 ~ 4.03
松尾山田経31号線	西京区山田開キ町8番地の1地先から 同町7番地の16地先まで	旧	24.90	3.70 ~ 4.70
		新	24.90	3.99 ~ 8.76

(建設局道路部道路明示課)